

## 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

市が認定しているごみ集積所から、家庭系ごみ(アルミ缶等の資源物を含む)を持ち去る行為が依然として続いていることから、これを抜本的に制限するため「弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。)」を一部改正するものである。

### 2 改正の理由

#### ①個人情報の不正取得によりプライバシーの侵害等のおそれがあること

#### ②資源物の持ち去り行為による市民の分別意欲の減退

市民からは、持ち去り行為者の不正な収入源を断つためにも、抜本的な対策をして欲しいという声が寄せられている。

#### ③一般廃棄物の適正処理の確保

持ち去られたもののうち、不要だと思われたものは不法に投棄されることが懸念される。

### 3 制限する具体的な対象物

全ての家庭系ごみ

### 4 運用及び罰則

- (1) 持ち去り行為を発見したときは、市職員からの口頭による警告
- (2) 警告に従わず持ち去り行為を犯す場合、市から命令書を発出(行為を禁止)
- (3) 命令違反を繰り返す場合は、200,000円以下の罰金を想定

### 5 罰則を設ける理由

環境省が全国の自治体に対し行った調査(R4.9末時点)によると、関係条例で持ち去りを禁じている自治体の半数以上は、罰金や過料などの罰則を規定している。実情を考慮すると罰則がなければ条例違反行為が繰り返されることが懸念されるため、行為者に対する持ち去り行為を抑止するためには、罰則が必要なものとする。

### 6 適用年月日

令和7年11月1日からの施行。

以上